

これは、後日発行される正規の会議録の未定稿版です。

- 後刻遠記録を調査して処理することとされた報告、理事会で協議することとされた報告等は、原発言のまま掲載してあります。
- 発言中の固有名詞または不明確発言等で調査・確認作業が終了していない箇所は、原音のまま仮名で表記してあります。
- 1の未定稿版の御使用に当たっては、正確の会議録と誤って受け取られることのないよう、この形での御使用をお願いいたします。

午前十時四分開講

○第三回

5

この際、お詫びいたします。

本審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医政局長若尾純一郎君、社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君、老健局長中村秀一君、年金局長渡辺芳樹君、社会保険庁連音部長吉柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鷹下委員長 御指摘なしと認めます。よろしく  
そのよろしく決一をいたしました。

○鳥に羽根車 機械の母しおがありおもひのア

次は「れを結」します。昔原一秀君。

○高原義眞 沢はよしめのことをかた。由此觀の書處  
1巻で1)を記す。

（音楽者曰く）支那の歌につきましても、いよいよ大詰めでござりますが、盛りだくさんでござりますが、時間が三十分、やや早足で質問をしてまいりたいと思います。

今回の法案に關しましては、特に利用者負担、定率負担に關して、障害者の方々の大変さまたは、そしてまた厳しい反応がござります。負担をお願いする立場からすれば、何よりも障害者の方々の尊厳を改めて明らかにしていくことが不可欠であるとの立場に立つております。

率直に言ひおほして、我が國の隕石種類はこなも  
発展途上であつて、いかがわれるを得ません。既にいふ  
までも議論がござりましたが、日本における隕石  
者に対する給付費は対し D.P.O. 比下 O.・因因 P.  
アメリカの〇・六八%、イギリスの 1・〇八%、  
ウエールズの四・一六%など、諸外国と比べてみ  
る限り少ない状況といつておられます。

福祉サービスを見て、対象者数は、介護保険

の要介護認定者が約四百万人、このうちサードエイジ者のが約三百二十万人。これに対しまして、障害者とされる方が六百六十万人のうち、

接種制度の利用者が約三十四万人。事業規模は、介護保険が約六・八兆円。これに対して、支援制度は約八千億円。言ひてみれば、一人当たりの事業規模はどう」とで見れば大差はないのである。

まずけれども、やはり障害者福祉、この支障者の中にはこれまで精神障害者が対象外であったことにや、そういうふたつの考え方ますと、介護を要する高齢者と障害者との事業規模の差が生じてしまつて、それが、何よりも大きな問題であります。この点は、私は、どうべからわけでありまして、この点は、私は、どうべから、シクに国のあり方を変えて、うつむほしく、いろんなことをすすめたいと思っております。

また、障害福祉サービスについては、この11年間の支援費制度によつて拡充されたとはいへ、身体障害者のホームヘルプが約1割、知的障害者のホームヘルプでは約四割の市町村でサービスがないまだに実施をされていない。また、約八万人いる授産施設などの法定施設と違つて国の補助額の少ないわゆる小規模作業所の利用者も、八万人を上回つて九万人にも達しているわけであります。

さういふ、精神障害者については、今申し上げたように支援費制度の対象外となつておりますし、精神障害者のホームヘルプを実施している市町村数は約五割などとまつて、いるわけであります。

こうした現状を見る限り、いまだサービスを利用できない方々のためにも、我が國の障害福祉サービスを大幅に拡充していくべきである旨大いに思ふ。そしてまた、今回の法案は、そういう意味で福祉サービスの拡充についてどういう点で拡充になるか考えて、いろいろしゃるのか、また、利用者負担の見直しとの関連も含めてお伺いをしたいと思います。

についてお伺いをしたいと思ひます。

○鹿児島大田　今回の改革をおきましては、現在、福祉サービスを利用されない方を含め、サービスを必要とする障害者の方が適切にサービスを利用できるようになります。この問題の一環としてお尋ねいたいことがあります。既に述べた通り、既にお述べもございましたが、これと並んで支援費制度の対象となりたくないなど従来より福祉施策がおくれておりました精神障害者を制度の対象とするなど、それからより身近な地域やサービスを取扱わない方がよほど、NPO法人等の導入を容易にする。それから、空き教室や施設の点検などの活用ができないとするところのような規制緩和を図ります。それから、サービスの整備を計画的に進めるなど、すべての地方自治体に障害福祉計画の策定を義務づけることなどとあわせ、在宅サービスに関する国の費用負担を義務的なものにするなど、この義務的な取り組みを通じて、利用者の増加とともに一定の負担を負ったことによる、この義務的な費用負担を認めることによる大きな負担を減らす、というふうな基本的な見直しを行つたところではあります。

まだ、障害者の所得保護についてお尋ねをされますが、現在の国の財政状況などを観察いたしましたが、年金や諸手当を大きく改定するわけではありません。これは大変難しい、厳しい面がりますけれども、既に述べた通り、既にお述べもございましたが、これらを制度の対象とした結果として、社会保障制度の「一体見直し」の流れにも影響しながら、所得の確保のあり方に於いては検討してまいりたいと考えております。

○吉原泰風 後段の所得保障については、今御説明いただきましたが、さらに追ひ込んだ見直しがございました。在宅サービスに関する国の費用負担について、「これまでの幾重的経費から最終的に改める」ということが今回の提案の中でも盛り込まれてますが、財政黒字の設定が図られていかなければならぬ状況の中で、今日の厳しい財政状況、而してみれば障害福祉のための財源がしっかりと確保されなければ、まさにそれは絵にかいたもじになりてしまう。そのためには、もう一つのサービスの費用を割り支え合う親類及び利用者の増加とともに一定の負担を負つたことによる、この義務的な費用負担を認めることによる大きな負担を減らす、というふうな基本的な見直しを考えていかなければいけないのは、消費税であり、また介護保険の対象年齢の引き上げなど、いたるところでの財源をあつめないと、その財源を確保するには極めて重要なことだと思います。

○鹿児島大田 今後ともサービスを必要とする障害者の皆さんに適切にサービスを受けるため、その財源を確保するには極めて重要なことだと思います。

現在の支援費制度がありますけれども、今までサービスを利用できなかつた方が利用を始めておられるなど、そのことはいいけれどなんであれども、全国的にサービス量が増大いたしておりまして、財源的にそのことに十分対応できなくなつた事実であります。そのため、今回の障害者自立支援法案におきましては、障害福祉サービスとの財源について、利用者負担の見直しとあわせまして、在宅サービスに関する国の費用負担を義務的なものにする」と、先ほど述べたとおりでありますけれども、このことによりまして制度が安定すると考えております。

ただ、社会保障と一口にいっておこしても、やはり、社会保障と一口にいっておこしても、やはり、

年金、介護、医療といつても先行してしまって、この二つに限定するのではなくて、私は、障害福祉もしっかり対象とした議論とこう」とが、これから大事になると思います。JRへの議論を進めたい」と考へております。

サービスのあり方についてもあれば、介護保険の緩和保険者や受給者の範囲に関する議論、それから社会保障制度金銭にわたる一括的見直しや税制改革の議論などを踏まえながら、このこと(もあれば)ござい、先生お近くもいたたんだ、いろいろな御議論がいかにもあるが、それがしたいとを踏まえまして、サービスが必要とする患者者が適切にサービスを利用できる体制を確保するという観点から、具体的に進むべき道筋としてあるのだとおもふことがあります。

○斎原委員　由間がなんのやひんといふ行きたないと感じます。

次に、障害認定者のサービス水準についてお伺いをしたところです。

今回の法案では、これまでサービスを実施したことない地域や、あるいはサービスを受けたくとも受けられなかった方々もいわば福祉サービスを受けることが認められるようになることは、一つの大きなトピックとして今後は評価をしております。

しかしながら、一方で、そうしたサービスの利用者が結果的にあえてやむを止めるなりが、結果として、現在その地域で暮らしている大変重い、重度の障害をお持ちの方々のサービス水準が一律的に限り「あられたり、あるいは切り捨てにつながるとすれば、」これはやはり大きな問題ではないかということを指摘せざるを得ないと感じます。

重度の障害をお持ちの方々は、この法案が成立するが、果たして医療、介護等の今まで受けたてきたサービス水準が本当に維持されるんだろうかと極めて心配をされているわけでありまして、せいかく施設から地域に出できたのだ、これではまた

施設に床のなればいけないところを、あるいはトイレに行かず、自由に行ける。これが人間にとってはこんな幸せないとみなが、改めてそういうことを感じたとして、今度を聞くにつれ、障害者の自立を支援するところが、これまで、やはり重い障害を持った重度の方々が地域で暮らしやこなむことを当たり前のようにして、「」これが国の障害福祉の基本的なスタンスやあります。「あたし」それを確立して「あたし」私は「う思ひでねます。

今回の法案によりて、新たに障害程度区分が設けられた、「あるいは重度の方を対象とした重度障害者等包括支援を、重度訪問介護といったサービスが創設される」ということになりますが、重度の障害者の方のサービス水準が引き続ききちんと確保されるのが、具体的には、この新しいサービスの対象者の範囲や、あるいは給付水準などについてどう考えておられるのか、お伺いをしたいと思う次第です。

○塙田政務参考人 新しい制度で、重い障害を持つ方も地域で暮らせるよう、サービスを提供していくところが今度の新しい制度の考え方の基本だと考えております。

新制度では、支援の必要度を総合的にあらわす障害程度区分を認定する」としてあります。そして重度の障害をお持ちの方についても地域で暮らすことができるよう、新たに重度障害者等を包括支援する「重度訪問介護」として、新たな給付規制をつくる」として、やはり「う思います。

現在、地域で暮らす重度の障害者の状況を見ますと、地域によつて、また家族の方がおられる方がおられないかなが、サービス利用は大きな割合があると認識をしております。したがつた状況も踏まえまして、対象者の範囲の設定に当たりましては、重度障害者の心身の状況あるいはサービスの利用実態を把握する必要があると考えておりますし、現在「厚生労働科学研究を活用した」まして、障害程度区分判定モデル事業等を行つてゐるところのやうなことをして、そういう結果を踏まえまして、この秋を日途に具体的な範囲を検討していくつもりだと思っております。

給付水準につきましては、対象となる方々の現在の支援費制度の利用状況だけじゃなく、介護保険などの他制度の利用状況、地方自治体の単独施策を初めとする地域の取り組みなども踏まえ、全国の多様な状況を踏まえることが必要であると思つております。また、包括報酬の範囲内でサービスの単価設定を彈力化するなどの工夫をしていくことにしております。

いわんな工夫をしまして、必要なサービス、適切なサービスが受けられますよう、そういった適切な水準にするべく検討してまいりたいと考えております。

○菅原委員 今言つたことをしげりながらと政省令の中にも盛り込んでいた大きくよう努めをしていたべきだました、こう思つております。

次に、小規模作業所についてお尋ねをしたいと思ひます。

登錄日期：06/07/07 16:02

うに、全国で九万人、いわば障害者の地域生活を支える上で極めて大きな役割を果たしている。」  
障害者の親の会が運営をしております小規模作業所が二カ所ほどあります。養護学校から毎年二十名を超える卒業生が、半数以上が「の作業所に進むわけなんですが、聞いてみれば、本来は企業に就職をしたいけれどもなかなか厳しい状況、一人たん企業に就労して、会社の都合や本人の適性などでやはりまたこの作業所に受け入れてほしい」という声が非常に大きいわけです。作業所は作業所で、やはり訓練をして逆に一般企業に就労させる、そういう努力をしてくるという状況が相まって、結果的に我が養護区の二つの作業所は常に定期的な新しい状況であつまつ、「これは小規模作業所のニーズが極めて高い」ということを物語っているわけあります。

こうした状況を受けとめた中で、我が党においても、六月の二十一日、障害者の小規模作業所を支援する議員連盟を発足させたところである。まして、小規模作業所を障害者の自立拠点と位置づけて、法人化の推進、地域企業との連携など一つ一つ地道に取り組んでいかなければいけない、こういう思いを今持っているわけであります。

今回の改正によって、自営のサービスを提供する小規模作業所については法定事業に移行できるようになる、こう言われております。その具体的な内容が実は明らかになっておりませんで、小規模作業所が今後この法律の中どのように位置づけられるのが、やはり非常に当事者、関係者は不安

に思ひでいるわけあります。この点、小規模作業所が法定事業に施行できる資質なサービスとは具体的になつて何ものかを指しているのか。また、法定事業に施行しないあるいは施行できない小規模作業所も現実にやはりあるわけです。こうして方々が引き継ぎ支援が受けられるような体制を担保してほしい、「いつまでもあります」が、こうしてたとえてもお問い合わせしたいと思ひます。

○塩田政府参考人 小規模作業所は全国で約六千カ所ありますけれども、地域で障害を持つ方々の働く場、社会参加の場などとして大変重要な役割を果たしていると認識をしております。

今度の制度改革におきましては、これまでの小規模作業所について、幾つかの事業に機能分化をしていくことになります。一つは就労移行支援、それから就労継続支援、生活介護、地域活動支援センターといった新たな事業に再編されるなど、ことになつて、いるわけでございます。

御指摘のありました品質なサービスについてどう考えるかですけれども、今後、新たな事業体系における人員や設備等の基準を定めたいと思っております。この基準については、現在関係の方々の御意見を伺っておりますけれども、秋までに結論を得たいと思っております。

具体的には、一つは対象者が「この個別支援に関するプログラムをつくっていただきまして、事業体の中で継続的な評価を行う責任者をもそんと置いて」「ただく」ということでサービスの質を確保する仕組みを強化したいと思っております。また、

設備面などにとりきりしては、例えば直接的なサービス提供に関する設備、事務室とか集会室とかいろいろありますけれども、こうじてた基礎については極力緩和をして、創意工夫ができないかとしたいと考えております。

また、今年度の予算で小規模作業所のサービスの質の向上を図るために研修事業とかいろいろな支援事業の充実も図ることにしております。新体系へ移行できた小規模作業所については法律に基づいた財政支援があるわけもありますけれども、こうじて新たに新たな事業体系に移行できない小規模作業所、あるいはそれを選択されない小規模作業所は引き続きあると思いますけれども、こうじて新たに小規模作業所についても何らかの支援が引き続べき必要だと思っております。新しい体系の中やしないよひな支援、助成ができるかについては、国保者の意見をよく聞いて今後検討したいと考えております。

○菅原委員 やはり、法定事業とのたび初めてなるわけですねけれども、民間のマンパワーで、民間の方々が意欲的な努力の中でもやってきた。そういうことのようどさを考えながら、今まで以上しっかりとした現場関係者の声を聞いてくる点は努力をしていただかないと、本当に厳しいものになると思っております。

次に、精神通院公費負担医療のことについて若干お尋ねをしたいと思つております。

精神障害者をめぐる施策については、入院中心から地域生活中心へと、いわば大きな転換期にあらざります。在宅の精神障害者に対する医療、

登録日時 : 05/07/07 16:02

精神は持つまでも、やがてこのままでは、精神疾患や痴呆になりやうと、おちましまし、やつこいた中で、この精神通院公費負担医療は、現在の精神保健福祉法にも明記されてしまふよつたが、精神障害の適正な医療を普及するために行われるものであるわけありますけれども、今回の問題は、精神障害者にとって、制度に期待される機能、役割は変わらないのではないかと考えられるを得ません。

また、公費を使って行う医療制度である以上、その目的なりつた面はある程度明確に位置づけておかなければならぬ。これが考へるわけですが、その点、これまでのよつた、精神通院公費負担医療の趣旨について、改め等にしっかりと明記をしていただかなければならぬ。こう考へますと、いかがでしようか。

○塙田政府参考人 精神通院公費負担医療制度は、現在の精神保健福祉法にも明記されてゐるようだ。精神障害の適正な医療を普及する役割を担つべきなものと考えております。

今回の障害者は自立支援法系におきましては、自立支援医療の種類を改めてしまうといつておられけれども、現在の精神通院公費負担医療制度を定める際には、御指摘を踏まえまして、制度の趣旨をきちんと整理り込んでまいりたいと考えております。

○皆原委員 わか時間がないのですが、改めてお聞きします。

障害者の公費の障害者の問題で、今回の改正案では、精神、身体、精神の三障害を一つの法律の中を包括をして市町村で一元的に実施をするところ

ことになります。一步前進だ、少しつけておきます。

しかししながら、従来の障害者施策の範疇に入つてこなかつたこれらの障害者の範囲にある障害を持つかなればならぬ、これが考へるわけですが、その点、これまでのよつた、精神通院公費負担医療の趣旨について改め等にしっかりと明記をしていくことが大切かなければならぬ、こう考へますと、いかがでしようか。

この法律は、従来のとおり、知的障害や精神障害に該当しなくなつてはその支援が受けられなくなつたのかなどと危れわれを待ません。また、この法律は、従来のとおり、精神障害者に該当すれば当然の「かがら今度」の法律の対象となるところとやりかねますが、いずれにいたしまして、まだ各間にある障害を持つ方々がいるところ」とあります。

今回の障害者自立支援法系が、もう一つたとえば、普通的な障害者を対象とする制度に向けての大きな一歩と考へておりますが、残された方々の問題についても引き続き検討し、所要の結論を得てまいりたいと思ひておいます。

○皆原委員 やはり、検討を実行に移す努力が求められておりますので、「の点を指摘しながら、次の質問を行きたいと思っております。

これは質問じやなんですが、指摘をしておきたいたんや。市町村審査会のことはなんですが、今回の改定においては、支給決定の透明性、公平性、客觀性を高めるために市町村審査会が設けられる、といったところですが、やはり障害者の方々が一番不安に思つて居るのは、このメンバーなんですね。果たして障害者が審査して「よく」との大変、やはり、障害を持つ者にしかわからない、またそこの極めて近い方にしかわからない、こう

障害者の方々につきましては、概念的には精神障害に該当いたしますので、今回三種類を一本の法律にしたところと、精神障害者につくても障害者自立支援法系の対象に制度的とはなつたといつておれば、今後発達障害を持つ方々へのサービスの確立をしていくことが重要なテーマだと想ひております。それから、精神の方々、身体障害者に該当すれば当然の「かがら今度」の法律の対象になるところとやりかねますが、いずれにいたしまして、まだ各間にある障害を持つ方々がいるところ」とあります。

いた方がなが、専門家として、机上の議論ではなくして、やはりのメンバーに入れでいただく。これは市町村の問題だとおもわせません。やはり厚生労働省がしっかりとヨーロッパ・シフトをしていただきたい、」のことは指摘をしておきまがす。これは答弁は結構です。

次に、若干法案を進んでますが、視覚障害者の職業的自立について、一歩申し上げておきたいと思ひております。

今回の法案では障害者の就労促進をうたうといふわけですが、障害のおの方がその方に適した職業として自立した生活を送る上にかかるところには、必ず障害者施策として当然取り組むべき大きな課題だと感じております。とりわけ視覚障害をお持ちの方々にとって、従来より、あんまはり、あやう、アシサージ師としての資格を得て事業を行なうことが職業的自立を図る大きな柱となり得たことは御承認のとおりであります。

こうしたことを踏まえて、あんま、アシサージ、指圧師、はり師、あやう師等に関する法律第十九条、いわゆるあはき法により、視覚障害者の生計維持に配慮して、あんま、アシサージ、指圧師の学校等の新設を認めな」というようなことが、いわば資格制度でも視覚障害者に対する配慮がなされてゐるわけであります。

しかしながら、昨今の、例えばタイとのFTA、現在交渉が進められておりまして、調べてみれば、タイ側から、要請事項の中にタイ式アシサージやタイ式スベの導入が上記されております。「うんいた」とは、そもそも、いわゆるあはき法で禁止されても、現在国内で行われているか一

されど、この無資格の行為に該当するのではないかとこへ、極めて指摘しなければならないと思ひでいます。こうした無資格による行為を放置しておくなりは、やはり、視覚障害をお持ちの方々の、その方々にしかできない職業の自立につれて、それを妨げてくばかりか、我が国の視覚障害をお持ちではないはり、あやう、アシサージ業界にも大きな影響を及ぼすところだな」とが想定をされるわけであります。

日本は確かに我が国の国際協調等々、進めていく努力は必要だと思いますが、やはり視覚障害者の足元が揺らぐこゝやこゝがなと思います。視覚障害者の職業的自立を一層図るためにも、「のタイ式アシサージ等を中心とした無資格者による禁止行為」についてはやなり取り締まりを進めていただきたい、こう思いますが、御意見ございますか。

○吉原委員 しっかりお願いをしたいと思います。

最後に、「の法案について、やはりよくよく佳境に来てござると思ってます。しかしながら、概念なりに、野党側の修正議論の打ち切りとしますが、こうした経緯を考えますと、やはりこの施策を前進させよーと、こう思い、「これをもってすれば、協議打ち切りという決定ではなくて、やはり粘り強く議論をしていただきたい。これは議会人として必要ではないかな」のことをあえて指摘をしておきます。

一部の先端の主張によりてもし仮に法案が成立しないよつかないことがあるとするならば、現在の支給制度で大体に予算不足が生じている状況のもと、これは言つてみれば、厚生労働省のいわば支給制度が発足したときの試算の甘さ、こういったことも指摘をしなければいけないけれども、やはり本年度の障害福祉の在宅サービスの予算も結果的に年末には底をつく立ち行かなくなつてしまつ」とが十分予測をされます。今この法案を通す中で、やないど、やはり全国の知事会とかるいは地方自治体が主張する地方への税源移譲の議論の中でも、一般財源化を検討すべきとの議論が

またわれが庭のじつはれなかれど、これがまた本末転倒な話であつます。

私はやむを、この法律について、制度実施に向けて今までしてきたよくなきようの幾つかの質問、いふへこひたまも踏まえた上や、この法律の成立も大事だけれど、やはり具体的な政策内容など、直接障害者の方々の生活に大きな影響を与えるところからお尋ねれば、やはり運用面が非常に重視だ、それが想つております。やはり、地域で暮らす方々の障害者の自立を本当に真の意味でサポートして、障害者の日々の生活が平穏で心豊かなものになるよう、この運用をする市町村の現場での着実な実施ができるような体制の構築、やはり障害者そしてまた自治体の声をよく聞くべし、先ほど申し上げたように、改めての中できちんと具現化をして、こりてほしく、という思いがわくですが、この運用面について、最後、大臣の御所見を伺つて終わりだ、と思います。

○尾辻国務大臣 今回の法律は極めて複雑な法律であります。改めてこの法律に対する御所見を伺つて、この作成を初め運用面の検討を進めるに当たつましても、「この法律における御審議ありがとうございました」とお聞きいたしました。この法律に対する御審議ではあるけれども、このことを踏まえることはむづかしいとおもつます。けれども、まだ、障害者や自治体など民間障害者の御意見を伺つながら進めしていくことが重要だと認識をいたしております。

このために、障害者や障害者団体の代表者に委嘱となりていただいております社会保険審議会障害者部会における御議論、あるいは政省令の制定に際してのペアリックコメント、それから、二ヵ月に一回程度行つております都道府県等の担当課の世界、お国、自治体に公並で面倒を見つめ共助といふ考え方、そこにに対する負担といふものも払います。自助、共助、それでもだめなら公助

私が、この法律が全國で行われておりますし、ボジウムなどに出発した際の関係者の御意見、あるいは機会を通じて広く関係者の御意見をお聞きしながら御検討を進めてまいります。

○吉原委員 やはり最後は財源ですかね。厚生労働省は財務省とばかりと相撲を打つてほしく、力強くで邁進していただきたい、JRのことを申し上げて、質問を終わります。

○鷹下委員長 次に、斎野正芳君。

○吉野正芳君 自由民主党の吉野正芳です。まず最初に、障害者に対する福祉サービス、いろいろやりたいいるわけですねけれども、大臣の基本的な考え方というのをお聞きしたいと思っております。

その前に、私の私見を申し述べてみたいと思います。

私は、障害者も私たちと同じ人間である、必ずしもがんと押された中でのいろいろな諸施策と、こういったものをしていかねばならないと思つてます。私たちの生活は、まあ生きるためにお金を使います、働いて稼ぎます。収入があります。その収入をもとにいろいろな支出をしていきます。生きるために。まずは衣食住、御飯を食べ、着物を

いたごとく。この自助、共助、公助、三つの考え方をバランスよく組み合わせた生き方が私たち健常者の生き方だと思うのです。それと同じように、障害者も私たちと同じ人間なんだ、人権があるんだ、人間性を尊重するという意味では全く同じ制度で生きるべきだ、この思つてます。

今まで障害者の施策は措置でしかなかった。これはお上の命令です、ある意味では、ソリナリookeでござる。これがだけを尋ねせ、もうこう形。そしてまた、文書整理室に移つたわけですからと、これもある意味ではサービスが悪くて文句の言えるない世界だと思います。サービスが悪ければ保険料を払つているんだし負担金も払つているんだから文句を加え。文句を言つことに叶へて、そのサービスがかなり向上していく。

これは老人福祉施設も昔もうだつたんだけれども、本当になかなか特養に入れない、やつと入られた、家族も黙つている、入つておるお年寄りも黙つている、文句がない世界だつたんですね。でも、介護保険制度になりて、サービスが悪ければ文句が出でた、だからサービスが向上してきました。いうことがありますので、そういう意味でも障害者も私たちと同じ制度、しかし、収入がない、収入がないんだつたら公助の世界で収入をきちんと確保していく、こんな制度をやはりつくつていかねばならないのかなと、どうやうに私は思うんです。

九州のある施設も見学をしてきました。この福社工場は、一人、チャリティー・パート・ア・チャンスという標語が掲げてありました。お恵み

景の議論を進めていた中で、障害者の方々の御意見、おひたまも、職員が全國で行われておりますし、ボジウムなどに出発した際の関係者の御意見、あるいは機会を通じて広く関係者の御意見をお聞きしながら御検討を進めてまいります。

改めてこの法律に対する御所見を伺つて、この作成を初め運用面の検討を進めるに当たつまでも、「この法律における御審議ありがとうございました」とお聞きいたしました。この法律に対する御審議ではあるけれども、このことを踏まえることはむづかしいとおもつます。けれども、まだ、障害者や自治体など民間障害者の御意見を伺つながら進めしていくことが重要だと認識をいたしております。

このために、障害者や障害者団体の代表者に委嘱となりていただいております社会保険審議会障害者部会における御議論、あるいは政省令の制定に際してのペアリックコメント、それから、二ヵ月に一回程度行つております都道府県等の担当課の世界、お国、自治体に公並で面倒を見つめ共助といふ考え方、そこにに対する負担といふものも払います。自助、共助、それでもだめなら公助

買ひ、家に住まい、全部自助ですね、九九%自助だと思つます。でも、自分の力ではつらしようもなつてしましたといへども、こわゆる保険制度、